

エネルギーの使用の合理化に関する法律（抄）

（昭和五十四年六月二十二日法律第四十九号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「エネルギー」とは、燃料並びに熱（燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱であつて政令で定めるものを除く。以下同じ。）及び電気（燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気であつて政令で定めるものを除く。以下同じ。）をいう。

2 この法律において「燃料」とは、原油及び揮発油、重油その他経済産業省令で定める石油製品、可燃性天然ガス並びに石炭及びコークスその他経済産業省令で定める石炭製品であつて、燃焼その他の経済産業省令で定める用途に供するものをいう。

第六章 機械器具に係る措置

（製造事業者等の努力）

第七十七条 エネルギーを消費する機械器具の製造又は輸入の事業

を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、基本方針の定めるところに留意して、その製造又は輸入に係る機械器具につき、エネルギーの消費量との対比における機械器具の性能の向上を図ることにより、機械器具に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

（製造事業者等の判断の基準となるべき事項）

第七十八条 エネルギーを消費する機械器具のうち、自動車（前条に規定する性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）その他我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費する機械器具であつて当該性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの（以下「特定機器」という。）については、経済産業大臣（自動車にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣。以下この章及び第八十七条第十一項において同じ。）は、特定機器ごとに、当該性能の向上に関し製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該特定機器のうち前条に規定する性能が最も優れているものの当該性能、当該特定機器に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

（性能の向上に関する勧告及び命令）

第七十九条 経済産業大臣は、製造事業者等であつてその製造又は輸入に係る特定機器の生産量又は輸入量が政令で定める要件に該当するものが製造し、又は輸入する特定機器につき、前条第一項に

規定する判断の基準となるべき事項に照らして第七十七条に規定する性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該製造事業者等に対し、その目標を示して、その製造又は輸入に係る当該特定機器の当該性能の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

2 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた製造事業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 経済産業大臣は、第一項に規定する勧告を受けた製造事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、当該特定機器に係るエネルギーの使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該製造事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(表示)

第八十条 経済産業大臣は、特定機器(家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)第一条第一項第一号に規定する家庭用品であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)について、特定機器ごとに、次に掲げる事項を定め、これを告示するものとする。

一 特定機器のエネルギー消費効率(エネルギーの消費量との対比における特定機器の性能として経済産業省令(自動車にあっては、経済産業省令、国土交通省令)で定めるところにより算定した数値をいう。以下同じ。)に関し製造事業者等が表示すべき事項

二 表示の方法その他エネルギー消費効率の表示に際して製造事業者等が遵守すべき事項

(表示に関する勧告及び命令)

第八十一条 経済産業大臣は、製造事業者等が特定機器について前条の規定により告示されたところに従つてエネルギー消費効率に関する表示をしていないと認めるときは、当該製造事業者等に対し、その製造又は輸入に係る特定機器につき、その告示されたところに従つてエネルギー消費効率に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

2 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた製造事業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 経済産業大臣は、第一項に規定する勧告を受けた製造事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、当該特定機器に係るエネルギーの使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該製造事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第七章 雑則

(一般消費者への情報の提供)

第八十六条 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者、エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者は、消費者のエネルギーの使用状況に関する通知、エネルギーの消費量との対比における機械器具の性能の表示等一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するように努めなければならない。

(報告及び立入検査)

第八十七条 (略)

2510 (略)

11 経済産業大臣は、第十九条及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定機器の製造事業者等に対し、特定機器に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定機器の製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、特定機器、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

12513 (略)

(経過措置の命令への委任)

第九十一条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においてはその命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第六章 罰則

第九十五条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第十六条第五項、第五十七条第三項(第六十九条及び第七十条第六項において準用する場合を含む。)、第六十四条第三項、第七十九条第三項又は第八十一条第三項の規定による命令に違反した者

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(抄)

(昭和五十四年九月二十九日政令第二百六十七号)

(特定機器)

第二十一条 法第七十八条第一項の政令で定める機械器具は、次のとおりとする。

- 一 乗用自動車(揮発油、軽油又は液化石油ガスを燃料とするものに限る。二輪のもの(側車付きのものを含む。)、無限軌道式のものその他経済産業省令、国土交通省令で定めるものを除く。次条において同じ。)
- 二 エアコンディショナー(暖房の用に供することができるものを含み、冷房能力が二十八キロワットを超えるもの及び水冷式のものその他経済産業省令で定めるものを除く。)
- 三 蛍光灯のみを主光源とする照明器具(防爆型のものその他経済産業省令で定めるものを除く。)
- 四 テレビジョン受信機(交流の電路に使用されるもの限り、産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。)
- 五 複写機(乾式間接静電式のもの限り、カラー複写機その他経済産業省令で定めるものを除く。)
- 六 電子計算機(演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のものその他経済産業省令で定めるものを除く。)
- 七 磁気ディスク装置(記憶容量が一ギガバイト以下のものその他経済産業省令で定めるものを除く。)
- 八 貨物自動車(揮発油又は軽油を燃料とするもの限り、二輪のもの)

(側車付きのものを含む。)、無限軌道式のものその他経済産業省令、国土交通省令で定めるものを除く。)

九 ビデオテープレコーダー(交流の電路に使用されるものに限り、産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。)

十 電気冷蔵庫(冷凍庫と一体のものを含み、熱電素子を使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。)

十一 電気冷凍庫(熱電素子を使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。)

十二 ストープ(ガス又は灯油を燃料とするものに限り、開放式のものその他経済産業省令で定めるものを除く。)

十三 ガス調理機器(ガス炊飯器その他経済産業省令で定めるものを除く。)

十四 ガス温水機器(貯蔵式湯沸器その他経済産業省令で定めるものを除く。)

十五 石油温水機器(バーナー付ふるがま(ポット式バーナーを組み込んだものに限る。))その他経済産業省令で定めるものを除く。)

十六 電気便座(他の給湯設備から温水の供給を受けるものその他経済産業省令で定めるものを除く。)

十七 自動販売機(飲料を冷蔵又は温蔵して販売するためのものに限り、専ら船舶において用いるためのものその他経済産業省令で定めるものを除く。)

十八 変圧器(定格一次電圧が六百ボルトを超え、七千ボルト以下のものであって、かつ、交流の電路に使用されるものに限る、絶縁材料としてガスを使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。)

十九 ジャー炊飯器(産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。)

(特定機器の製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件)

第二十二条 法第七十九条第一項の政令で定める要件は、年間の生産量又は輸入量(国内向け出荷に係るものに限る。))が次の表の上欄に掲げる特定機器の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。

一 乗用自動車	二千台
(乗車定員十一人以上のものにあつては、三百五十台)	
二 エアコンディショナー	五百台
三 蛍光ランプのみを主光源とする照明器具	三万台
四 テレビジョン受信機	一万台
五 複写機	五百台
六 電子計算機	二百台
七 磁気ディスク装置	五千台
八 貨物自動車	二千台
九 ビデオテープレコーダー	五千台
十 電気冷蔵庫	二千台
十一 電気冷凍庫	三百台
十二 ストープ	三百台
十三 ガス調理機器	五千台
十四 ガス温水機器	三千台
十五 石油温水機器	六百台
十六 電気便座	二千台
十七 自動販売機	三百台
十八 変圧器	百台
十九 ジャー炊飯器	六千台
二十 電子レンジ	三千台
二十一 ディー・バイ・ディー・レコーダー	四千台

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行

規則（抄）

（昭和五十四年九月二十九日）

（通商産業省令第七十四号）

（特定機器の適用除外）

第四十八条 令第二十一条第二号の経済産業省令で定めるエアコンデ

イシヨナーは、次に掲げるものとする。

- 一 圧縮用電動機を有しない構造のもの
 - 二 電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
 - 三 機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの
 - 四 専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
 - 五 スポットエアコンデシヨナー
 - 六 車両その他の輸送機閉用に設計されたもの
 - 七 室外側熱交換器の給排気口にダクトを有する構造のもの
 - 八 冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽（暖房用を兼ねるものを含む。）を有する構造のもの
 - 九 高气密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、かつ、換気装置と連動した制御を行う構造のもの
 - 十 専用の太陽電池モジュールで発生した電力によつて圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの
 - 十一 床暖房又は給湯の機能を有するもの
- 2 令第二十一条第三号の経済産業省令で定める蛍光ランプのみを主光源とする照明器具は、次に掲げるものとする。

- 一 耐熱型のもの
- 二 防じん構造のもの
- 三 耐食型のもの

四 車両その他の輸送機閉用に設計されたもの

五 四〇形未満の蛍光ランプを使用するもの（家庭用つりさげ型及び直付け形並びに卓上スタンド用けい光灯器具を除く。）

3 令第二十一条第四号の経済産業省令で定めるテレビジョン受信機は、次に掲げるものとする。

- 一 水平周波数が三十三・八キロヘルツを超えるマルチスキャン対応のもの
- 二 海外からの旅行者向けのもの
- 三 背面投射型のもの
- 四 ブラウン管を有するものであつて、その表示画面の対角外形寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が十以下のもの
- 五 液晶パネル及びプラズマディスプレイを有するものであつて、その表示画面の駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が、十以下のもの
- 六 ワイヤレス方式のもの
- 七 液晶パネルを有するもののうち直視型の蛍光管バックライトを使用するもの以外のもの
- 八 プラズマディスプレイを有するものうち、垂直方向の画素数が千八十以上であつて水平方向の画素数が千九百二十以上のもの
- 九 電子計算機用ディスプレイであつてテレビジョン放送受信機能を有するもの

4 令第二十一条第五号の経済産業省令で定める複写機は、次に掲げる

ものとする。

- 一 A₂版以上の用紙に複写が可能な構造のもの
- 二 毎分八十六枚以上の複写が可能な構造のもの
- 三 印刷装置と構造上一体となつたもの
- 四 ファクシミリ装置と構造上一体となつたもの

5 令第二十一条第六号の経済産業省令で定める電子計算機は、次に掲げるものとする。

- 一 複合理論性能(別表第四の上欄に掲げる電子計算機について同表の下欄に掲げるものとする。以下同じ。)が一秒につき五万メガ演算以上のもの
- 二 二百五十六以上のプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの
- 三 入出力用信号伝送路(最大データ転送速度が一秒につき百メガビット以上のものに限る。)が五百十二本以上のもの
- 四 複合理論性能が一秒につき百メガ演算未満のもの
- 五 専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであつて、磁気ディスク装置を内蔵していないもの

6 令第二十一条第七号の経済産業省令で定める磁気ディスク装置は、次に掲げるものとする。

- 一 ディスクの直径が四十ミリメートル以下のもの
 - 二 最大データ転送速度が一秒につき七十ギガバイトを超えるもの
- 7 令第二十一条第九号の経済産業省令で定めるビデオテープレコーダーは、次に掲げるものとする。

- 一 音声及び映像に係る電気信号をデジタル方式により処理する構造のもの
- 二 走査線数が千二百二十五本以上の映像に係る電気信号を処理する

構造のもの

- 三 再生機能のみを有する構造のもの
- 四 デジタル放送受信機内蔵のもの

8 令第二十一条第十号の経済産業省令で定める電気冷蔵庫は、次に掲げるものとする。

- 一 業務の用に供するために製造されたもの
- 二 吸収式のもの

9 令第二十一条第十一号の経済産業省令で定める電気冷凍庫は、次に掲げるものとする。

- 一 業務の用に供するために製造されたもの
- 二 吸収式のもの

10 令第二十一条第十二号の経済産業省令で定めるストーブは、次に掲げるものとする。

- 一 都市ガスのうち一三Aのガスグループ(ガス事業法施行規則(昭和四十五年通商産業省令第九十七号)第二十五条第三項のガスグループをいう。以下同じ。)に属するもの及び液化石油ガス以外のガスを燃料とするもの

二 半密閉式ガスストーブ

三 最大の燃料消費量が四・〇リットル毎時を超える構造の半密閉式石油ストーブ

四 最大の燃料消費量が二・七五リットル毎時を超える構造の密閉式石油ストーブ

11 令第二十一条第十三号の経済産業省令で定めるガス調理機器は、次に掲げるものとする。

- 一 業務の用に供するために製造されたもの
- 二 都市ガスのうち一三Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガス以外のガスを燃料とするもの

- 三 ガスグリル
- 四 ガスクッキングテーブル
- 五 カセットこんろ
- 12 令第二十一条第十四号の経済産業省令で定めるガス温水機器は、次に掲げるものとする。
 - 一 業務の用に供するために製造されたもの
 - 二 都市ガスのうち「LPG」のガスグループに属するもの及び液化石油ガス以外のガスを燃料とするもの
 - 三 浴室内に設置する構造のガスふるがまでであつて、不完全燃焼を防止する機能を有するもの
 - 四 給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガスふるがま
- 13 令第二十一条第十五号の経済産業省令で定める石油温水機器は、次に掲げるものとする。
 - 一 業務の用に供するために製造されたもの
 - 二 薪材を燃焼させる構造を有するもの
 - 三 ゲージ圧力〇・一メガパスカルを超える温水ボイラー
 - 14 令第二十一条第十六号の経済産業省令で定める電気便座は、温水洗浄装置のみのものとする。
 - 15 令第二十一条第十七号の経済産業省令で定める自動販売機は、次に掲げるものとする。
 - 一 紙製又はカップ形の容器を用いる飲料を販売するためのもの
 - 二 専ら鉄道車両において用いるためのもの
 - 三 卓上型のもの
 - 四 ビール(発泡酒を含む。)を除くアルコール飲料を販売するためのもの
 - 16 令第二十一条第十八号の経済産業省令で定める変圧器は、次に掲げるものとする。
 - 一 工種絶縁材料を使用するもの
 - 二 スコット結線変圧器
 - 三 三以上の巻線を有するもの
 - 四 柱上変圧器
 - 五 単相変圧器であつて定格容量が五キロボルトアンペア以下のもの又は五百キロボルトアンペアを超えるもの
 - 六 三相変圧器であつて定格容量が十キロボルトアンペア以下のもの又は二千キロボルトアンペアを超えるもの
 - 七 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であつて、三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
 - 八 定格二次電圧が百ボルト未満のもの又は六百ボルトを超えるもの
 - 九 風冷式又は水冷式のもの
 - (平五通産令九一・全改、平六通産令三五・平六通産令六一・平八通産令八・平一一通産令四七・平一一通産令二二〇・平一二通産令三四九・平一四経産令一一三・平一六経産令一〇一・一部改正)
 - 17 令第二十一条第十九号の経済産業省令で定めるジャー炊飯器は、次に掲げるものとする。
 - 一 電子回路を有さないもの
 - 二 最大炊飯容量が〇・五四リットル未満のもの
 - 18 令第二十一条第二十号の経済産業省令で定める電子レンジは、次に掲げるものとする。
 - 一 業務の用に供するために製造されたもの
 - 二 定格入力電圧が二百ボルト専用のもの
 - 三 庫内高さが百三十五ミリメートル未満のもの
 - 四 システムキッチンその他のものに組み込まれたもの

- 19 令第二十一条第二十一号の経済産業省令で定めるディー・ブイ・ディー・レコーダーは、次に掲げるものとする。
- 一 ビデオテープレコーダー及び磁気ディスク装置を有さないもの
 - 二 ゲーム機能を有するもの
 - 三 サーバ機能を有するもの
 - 四 デジタル放送受信機内蔵のもの

